

# 熊野灘沿岸海岸保全基本計画

【第3編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項－和歌山県】

## 変更

令和 8 年〇月変更

平成 29 年 11 月一部変更

平成 28 年 3 月変更

(平成 26 年 9 月一部変更)

(平成 21 年 3 月一部変更)

(平成 15 年 7 月)

和　歌　山　県

## 目 次

4. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項-----	1
4-1 海岸保全施設の新設又は改良に関する基本的な事項 -----	1
4-2 海岸保全施設の維持又は修繕に関する基本的な事項 -----	2
4-3 海岸保全施設の施設概要及び受益の地域とのその状況 -----	2

添付図

## 4. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

「第1編 海岸の保全に関する基本的な事項」では、熊野灘沿岸を対象に、沿岸保全に関する基本理念、基本方針、施策について海岸管理者・関係機関・市町村・地域住民が協働・連携して行う総合的な視点から定めた。

「第3編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項（和歌山県）」では、海岸管理者が行う海岸整備について、「海岸保全施設」を整備しようとする区域と施設の種類や施設による受益地域などを定める。なお、第1編で設定した防護・環境・利用に関する事項は、施設整備の際に十分に配慮されることが前提となる。

### 4-1 海岸保全施設の新設又は改良に関する基本的な事項

#### 4-1-1 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域

##### (1) 整備対象候補海岸の定義

海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域は、「第1編 2-4-1 海岸の防護の目標」で定めた防護すべき地域のうち、現時点で高潮、津波、侵食等に対する防護の必要性が高い地域を有する地区海岸とし、整備対象候補海岸と呼称する。

ここで、防護すべき地域とは、地盤高等の地形的な要因から、想定規模の高潮等により浸水被害の発生が想定される地域（＝受益地域）のことをいう。

##### (2) 整備対象候補海岸の選定

整備対象候補海岸は、現時点において高潮・海岸侵食・地震・津波等に対する防護の重要性が高い海岸から地域の意見、隣接海岸事業・他事業との調整、防護区域の状況、事業の経済性等を考慮して決定した。

また、地震・津波対策については、津波シミュレーションの結果を基に、ソフト対策も含めた総合的な防災対策に取り組んでいく。

水門、樋門、陸閘等の既存施設については、津波への備えとして、遠隔操作や自動化等の対策を進めていく。

#### 4-1-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置等

熊野灘沿岸における整備対象候補海岸として、「4-1海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域」で設定した海岸について、その施設整備計画諸元を整理し、表4-2に示す。

高潮・波浪に対して必要となる高さは、計画高潮位に計画波に対して必要な高さ及び余裕高を加えたものである。津波に対して必要な高さは、発生間隔が約90年から150年周期の地震・津波（レベル1津波）を想定した設計津波の水位を下回らない高さである。

また、侵食については現状の汀線維持、あるいは波の打ち上げ低減のために必要となる砂浜幅や、海水浴場としての利用面積などが必要な場合には汀線の回復を図る。

## 4-2 海岸保全施設の維持又は修繕に関する基本的な事項

### 4-2-1 海岸保全施設を維持又は修繕しようとする区域

維持又は修繕の対象となる海岸保全施設は、熊野灘沿岸の全ての海岸保全区域内に位置する海岸保全施設とする。

### 4-2-2 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

海岸保全施設の維持又は修繕の方法については、適切な時期に調査・点検を行い長寿命化計画を策定し、予防保全の考え方に基づいた計画的かつ効率的な海岸保全施設の維持・管理を進める。

維持・修繕の方法は、対象施設の変状の種類や程度を踏まえつつ、新技術・新工法の適用性も検討し、ライフサイクルコストの観点も踏まえた最適な方法を採用するものとする。

## 4-3 海岸保全施設の施設概要及び受益の地域とその状況

### 4-3-1 海岸保全施設の施設概要

これまでの検討をふまえ、整備対象候補海岸として選定した個別海岸における海岸保全施設の新設又は改良の内容、及び海岸保全施設の維持又は修繕の内容を表4-2に示す。

また、海岸保全施設の整備箇所及び維持修繕箇所整理表（表4-2）に示す記載事項は、表4-1に示すとおりである。

なお、ここに示した内容については、現時点でのイメージであり、実施にあたっては地元住民の意見や事業箇所の自然環境、利用状況等をふまえて詳細に検討を行い、整備内容や施設構造等を決定していくものとする。

表4-1 「表4-2 整備箇所及び維持修繕箇所整理表」への記載事項

記載事項	記載内容
整備の方向性	海岸保全施設の整備の方向性
規模（現況）及び 規模（計画）	海岸保全施設の延長等
施設の種類	整備及び維持修繕の対象となる海岸保全施設の種類
維持又は修繕の方法	海岸保全施設の維持又は修繕の方法

### 4-3-2 海岸保全施設の新設又は改良による受益の地域及びその状況

海岸保全施設の新設又は改良によって高潮、津波による災害や海岸侵食から防護される地域の状況について、表4-2の整備箇所及び維持修繕箇所整理表に示す。

なお、受益の地域とは本計画による整備対象候補海岸において、海岸保全施設が整備（新設又は改良）されない場合に、防護水準として設定した高潮、津波等による浸水や現在進行中の侵食により、海岸背後の家屋や土地に対して被害の発生が想定される地域とする。

#### 4-3-3 海岸保全施設に関するその他留意すべき事項

海岸保全区域に存する民間事業者が所有する施設については、これらも含めて一体的に台風等に伴う高潮等や地震に伴う津波への対策を行う必要があるため、施設所有者に対し、高潮・地震・津波に関する新たな知見等の情報提供や施設整備に関する助言等を働きかけていく。

表4-2(1) 整備箇所及び維持修繕箇所整理表

区域番号	市町名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名 地区海岸名 (地先)	ゾーン 種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「○」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)	受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
								延長等	天端高 (T.P.m)		延長等	地域	
1	串本町	和歌山県 (水管理・国土保全局)	串本海岸 出雲地区 (要指定海岸)	②リアス 海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・景観への配慮	護岸	○	80 m	5.06 - 5.11	80 m	出雲	住宅地 道路	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う
2	串本町	串本町 (水産庁)	出雲漁港海岸 出雲地区	②リアス 海岸	-	護岸		78 m	1.0	-	-	-	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う
3	串本町	和歌山県 (水管理・国土保全局)	串本海岸 出雲地区	②リアス 海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・景観への配慮	護岸	○	841 m	5.06 - 5.11	200 m	出雲	住宅地 道路	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う
						離岸堤	◎	1 基	-	1 基			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う
						陸閘		1 基	-	-			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う
4	串本町	和歌山県 (水産庁)	串本漁港海岸 串本地区	②リアス 海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・津波・高潮時の安全性向上のため、陸閘を改良する ・漁業活動等の海岸利用との調整	胸壁	◎	-	-	1,400 m	串本	住宅地 道路	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う
						陸閘	○	1 基	-	1 基			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う
5	串本町	和歌山県 (水管理・国土保全局)	串本海岸 串本闘野川地区	②リアス 海岸	・侵食・越波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・景観への配慮 ・海水浴場等の海岸利用との調整	堤防	○	253 m	2.8	2,225 m	串本、 闘野川	住宅地 道路	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う
						護岸	○	1,972 m					
						消波工		1,290 m	-	-			
						養浜	◎	-	-	150 m			
						潜堤	◎	-	-	2 基			
6	串本町	串本町 (水産庁)	須江漁港海岸 須江地区	②リアス 海岸	-	護岸		62 m	2.6 - 3.8	-	-	-	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う
7	串本町	串本町 (水産庁)	樺野漁港海岸 樺野地区	②リアス 海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・漁業活動等の海岸利用との調整	堤防	○	28 m	1.5 - 5.7	127 m	樺野	住宅地 道路 漁港用地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う
						護岸	○	188 m					
						消波工	○	41 m	-	127 m			
						陸閘	○	1 基	-	1 基			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う

表4-2(2) 整備箇所及び維持修繕箇所整理表

区域番号	市町名	海岸管理者(所管)	区域 海岸名 地区海岸名 (地先)	ゾーン種別	整備の方向性	施設の種類	新設「○」 改良「○」	規模(現況)		規模(計画)	受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法
								延長等	天端高(T.P.m)		延長等	地域	
8	串本町	和歌山県(港湾局)	大島港海岸 大島地区	②リアス海岸	・津波・高潮時の安全性向上のため、陸閘を改良する	護岸		1,090 m	2.7	-	-	-	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う
						陸閘	○	3 基	-	1 基			
9	串本町	和歌山県(水管理・国土保全局)	古座海岸 姫地区	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・景観への配慮	護岸	○	157 m	6.4	350 m	姫	住宅地道路	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う
						人工リーフ	○	-	-	1 基			
10	串本町	串本町(水産庁)	姫漁港海岸 姫地区	②リアス海岸	-	護岸		772 m	1.7 - 5.7	-	-	-	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う
11	串本町	串本町(水産庁)	伊串漁港海岸 伊串地区	②リアス海岸	-	堤防		15 m	5.2	-	-	-	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う
						護岸		500 m	-	-			
						水門		2 基	-	-			
12	串本町	和歌山県(水管理・国土保全局)	古座海岸 伊串・西向地区	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・景観への配慮	堤防		249 m	6.5 - 8.0	-	西向	住宅地道路	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う
						護岸		1,328 m		-			
						離岸堤		1 基	-	-			
						人工リーフ	○	3 基	-	1 基			
13	串本町	和歌山県(港湾局)	古座港海岸 西向地区	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・景観への配慮	護岸		564 m	6.0	-	西向	住宅地道路	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う
						突堤		3 基	-	-			
						離岸堤		3 基	-	-			
						人工リーフ	○	-	-	3 基			

表4-2(3) 整備箇所及び維持修繕箇所整理表

区域番号	市町名	海岸管理者(所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の種類	新設「○」改良「○」	規模(現況)		規模(計画)	受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名					延長等	天端高 (T.P.m)		延長等	地域	状況
14	串本町	和歌山県(港湾局)	古座港海岸 古座地区	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・景観への配慮	護岸		251 m	4.1	-	古座	住宅地 道路	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う
						人工リーフ	◎	-	-	1 基			
15	串本町	和歌山県(水管理・国土保全局)	古座海岸 古座地区	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・景観への配慮	護岸		415 m	5.2 - 5.5	-	古座	住宅地 道路	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う
						人工リーフ	◎	-	-	1 基			
16	串本町	和歌山県(水管理・国土保全局)	古座海岸 津荷地区南地先	②リアス海岸	-	護岸		492 m	6.0 - 6.1	-	-	-	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う
17	串本町	串本町(水産庁)	津荷漁港海岸 津荷地区	②リアス海岸	-	護岸		432 m	0.4 - 1.7	-	-	-	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う
18	串本町	和歌山県(水管理・国土保全局)	古座海岸 津荷地区東地先	②リアス海岸	-	護岸		1,499 m	6.0 - 8.1	-	-	-	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う
19	串本町	和歌山県(水管理・国土保全局)	古座海岸 田原地区	②リアス海岸	-	護岸		529 m	6.4 - 8.0	-	-	-	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う
20	串本町	和歌山県(水産庁)	下田原漁港海岸 下田原地区	②リアス海岸	・侵食・越波等に対する安全を確保する ・景観への配慮 ・漁業活動、海水浴場等の海岸利用との調整	堤防		271 m	2.7 - 6.2	-	田原	住宅地 道路	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う
						護岸		670 m		-			
						突堤		1 基	-	-			
						離岸堤		1 基	-	-			
						養浜		200 m	-	-			
						人工リーフ	◎	-	-	2 基			
21	串本町	和歌山県(水管理・国土保全局)	古座海岸 荒船地区	②リアス海岸	-	堤防		319 m	4.9 - 6.6	-	-	-	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う
						護岸		2,163 m		-			

表4-2(4) 整備箇所及び維持修繕箇所整理表

区域番号	市町名	海岸管理者(所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の種類	新設「○」改良「○」	規模(現況)		規模(計画)	受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名					延長等	天端高(T.P.m)		延長等	地域	状況
22	那智勝浦町	和歌山県(港湾局)	浦神港海岸 浦神地区	②リアス海岸	・津波・高潮時の安全性向上のため、陸閘、水門を改良する ・高潮・高波等に対する安全を確保する	護岸	○	2,683 m	2.9	-	-	-	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う 施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う
						水門	○	5 基	-	1 基			
						陸閘	○	75 基	-	72 基			
23	那智勝浦町	和歌山県(水管理・国土保全局)	下里海岸 粉白地区	②リアス海岸	-	護岸		248 m	1.7	-	-	-	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う
						突堤		2 基	-	-			
24	那智勝浦町	和歌山県(水管理・国土保全局)	下里海岸 粉白下里地区二ツ谷磯辺地先	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・津波・高潮時の安全性向上のため、陸閘を改良する ・アカウミガメ等の貴重な動植物の保護 ・景観への配慮	堤防	○	1,823 m	4.6、7.0	1,470 m	下里二ツ谷磯部	住宅地 県道	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う 施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う
						護岸	○	130 m					
						突堤		5 基	-	-			
						離岸堤	○	3 基	-	3 基			
						消波工		493 m	-	-			
						樋門	○	2 基	-	2 基			
						水門	◎	-	-	1 基			
						陸閘	○	3 基	-	1 基			
25	那智勝浦町	和歌山県(水管理・国土保全局)	那智勝浦海岸 下里地区磯辺中平見地先	②リアス海岸	-	堤防		270 m	4.8	-	-	-	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う
26	太地町	太地町(水産庁)	太地漁港海岸 太地地区	②リアス海岸	-	護岸		224 m	1.7	-	-	-	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う
27	太地町	和歌山県(水管理・国土保全局)	太地海岸 太地地区 暖海東大長井地先	②リアス海岸	・津波に対する安全性を向上する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・景観への配慮	堤防	○	127 m	5.5	100 m	太地	住宅地 公共用地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う
28	太地町	和歌山県(水管理・国土保全局)	常渡海岸 太地・森浦地区(要指定海岸)	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・景観への配慮	消波工	◎	-	-	350 m	太地、森浦	住宅地 公共用地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う

表4-2(5) 整備箇所及び維持修繕箇所整理表

区域番号	市町名	海岸管理者(所管)	区域 海岸名 地区海岸名 (地先)	ゾーン種別	整備の方向性	施設の種類	新設「○」 改良「○」	規模(現況)		規模(計画)	受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法
								延長等	天端高(T.P.m)		延長等	地域	
29	太地町	和歌山県 (水管理・国土保全局)	太地海岸 森浦地区	②リアス海岸	-	堤防 護岸 陸閘	640 m 420 m 3 基	2.0	-	-	-	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う	施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う
									-				
								-	-				
30	那智勝浦町	和歌山県 (水管理・国土保全局)	那智勝浦海岸 二河地区 高洲地先	②リアス海岸	-	護岸	180 m	2.9	-	-	-	-	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う
31	太地町	和歌山県 (水管理・国土保全局)	太地海岸 太地地区夏山地先	②リアス海岸	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う	堤防 消波工 陸閘	590 m 137 m 1 基	3.8	-	-	-	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う	施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う
									-				
									-				
32	那智勝浦町	那智勝浦町 (水産庁)	勝浦漁港海岸 勝浦地区 (要指定海岸)	②リアス海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・景観への配慮 ・清掃活動、漁業活動等の海岸利用との調整	胸壁	○	-	-	200 m	勝浦	住宅地 道路	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う
33	那智勝浦町	和歌山県 (水管理・国土保全局)	那智勝浦海岸 天満浜の宮地区	②リアス海岸	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・津波・高潮時の安全性向上のため、陸閘を改良する ・アカウミガメ等の貴重な動植物の保護 ・景観への配慮	堤防 護岸 人工リーフ 養浜 樋門 陸閘	395 m 1,734 m 1 基 470 m 1 基 2 基	3.5	-	1,200 m	天満 住宅地 国道 鉄道(JR)	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う	施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う
									1,200 m				
									-				
									-				
									-				
									-				

表4-2(6) 整備箇所及び維持修繕箇所整理表

区域番号	市町名	海岸管理者(所管)	区域 海岸名 地区海岸名 (地先)	ゾーン種別	整備の方向性	施設の種類	新設「○」 改良「○」	規模(現況)		規模(計画)	受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法
								延長等	天端高(T.P.m)		延長等	地域	
34	那智勝浦町 (水産庁)	那智勝浦町 (水産庁)	那智漁港海岸 那智地区 ②リアス海岸	-		堤防		389 m	4.7 - 6.6	-	-	-	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う
						護岸		278 m		-			
						人工リーフ		1 基	-	-			
						養浜		278 m	-	-			
						陸閘		2 基	-	-			
35	那智勝浦町	和歌山県 (水管理・国土保全局)	那智勝浦海岸 浜ノ宮狗子ノ川地区 東晩屋谷口地先	②リアス海岸	-	堤防		901 m	6.1	-	-	-	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う
36	那智勝浦町	和歌山県 (水管理・国土保全局)	那智勝浦海岸 宇久井地区 狗子の浦地先	②リアス海岸	-	堤防		620 m	7.7	-	-	-	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う
37	那智勝浦町	和歌山県 (港湾局)	宇久井港海岸 宇久井地区	②リアス海岸	-	護岸		762 m	2.1	-	-	-	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う
38	那智勝浦町	和歌山県 (港湾局)	新宮港海岸 宇久井地区	②リアス海岸	・津波に対する安全性を向上する ・景観への配慮	堤防	○	510 m	3.7 - 6.5	510 m	宇久井 住宅地 国道 鉄道(JR)	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う  施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う	
						護岸	○	680 m		180 m			
						離岸堤		3 基	-	-			
						陸閘		1 基	-	-			
39	那智勝浦町 (水産庁)	那智勝浦町 (水産庁)	宇久井漁港海岸 宇久井地区	②リアス海岸	-	堤防		529 m	6.2	-	-	-	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う  施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う
						水門		1 基	-	-			
						陸閘		10 基	-	-			

表4-2(7) 整備箇所及び維持修繕箇所整理表

区域番号	市町名	海岸管理者(所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の種類	新設「○」改良「○」	規模(現況)		規模(計画)	受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名					延長等	天端高(T.P.m)		延長等	地域	状況
40	新宮市	和歌山県(港湾局)	新宮港海岸 佐野三輪崎地区	②リアス海岸	・津波・高潮時の安全性向上のため、陸閘を改良する	護岸		1,700 m	-	-	-	-	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う
						胸壁		985 m	-	-			
						突堤		1 基	-	-			
						陸閘	○	7 基	-	4 基			
41	新宮市	新宮市(水産庁)	三輪崎漁港海岸 三輪崎地区	②リアス海岸	・侵食・越波等に対する安全を確保する ・景観への配慮 ・漁業活動等の海岸利用との調整	堤防	○	536 m	4.3 - 8.5	396 m	三輪崎	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う
						護岸		581 m		-			
						人工リーフ		2 基	-	-			
						消波工		114 m	-	-			
						陸閘		5 基	-	-			
42	新宮市	和歌山県(水管理・国土保全局)	新宮海岸 新宮三輪崎地区	③長大な砂礫海岸	・侵食・越波等に対する安全を確保する ・津波・高潮時の安全性向上のため、樋門を改良する ・アカウミガメ等の貴重な動植物の保護 ・景観への配慮	堤防		872 m	9.2 - 9.5	-	下熊野	住宅地 鉄道(JR)	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う
						人工リーフ	○	-	-	1 基			
						樋門	○	1 基	-	1 基			
						陸閘		2 基	-	-			
43	新宮市	和歌山県(水管理・国土保全局)	池田港海岸 下熊野地区	③長大な砂礫海岸	・侵食・越波等に対する安全を確保する ・アカウミガメ等の貴重な動植物の保護 ・景観への配慮	堤防		563 m	9.4	-	下熊野	商業業務地 公共用地 国有林	施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つように、年1度、定期点検を行う
						人工リーフ	○	-	-	567 m			
44	那智勝浦町	那智勝浦町(水産庁)	小金島漁港海岸 勝浦地区	②リアス海岸	-	護岸		439 m	2.2 - 4.6	-	-	-	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う
44	-	-	串本海岸～池田港海岸	-	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・津波に対する安全性を向上する	陸閘、水門等	○	82 基	-	82 基	-	-	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う

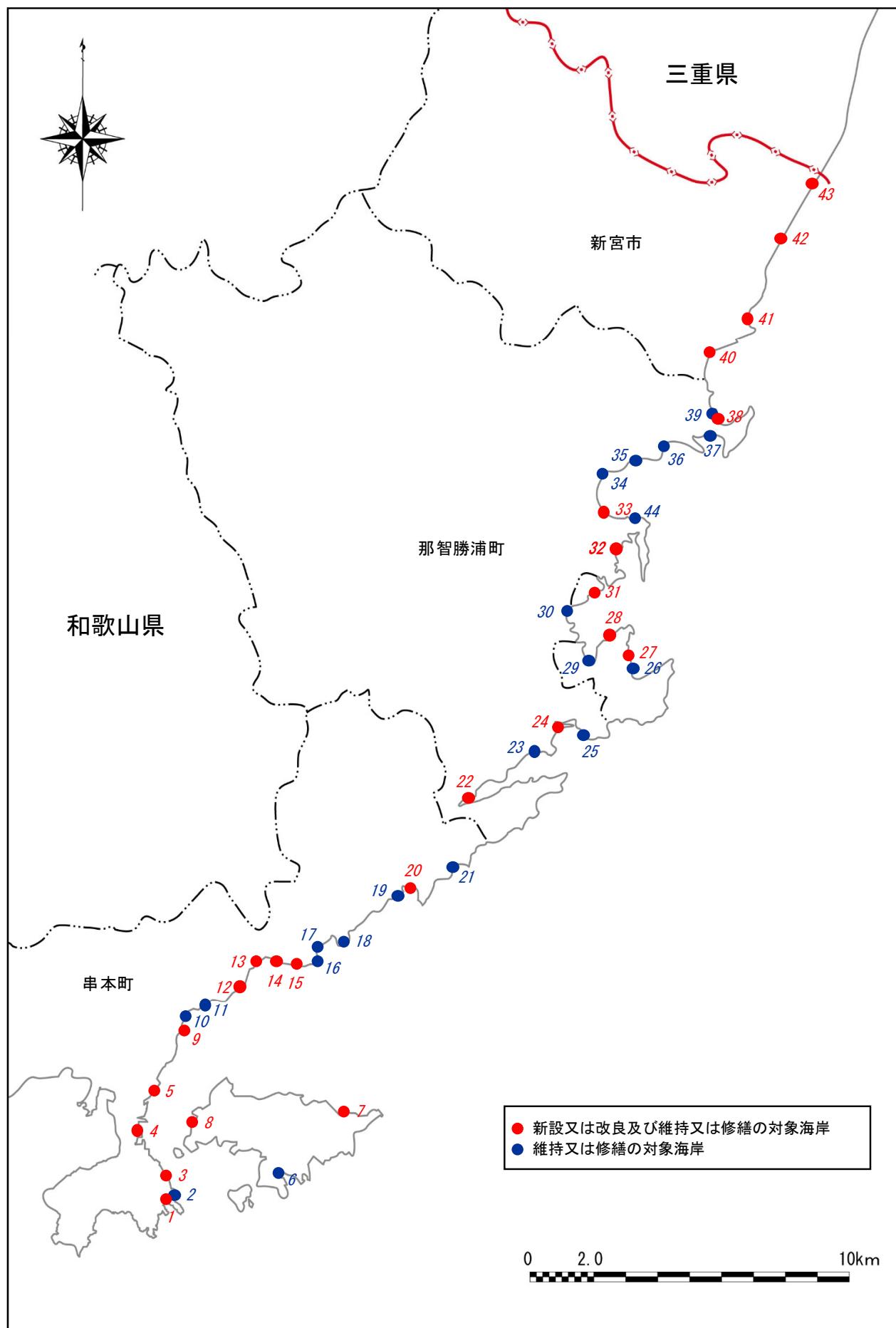


図 4-1 海岸保全施設の整備対象候補海岸及び維持修繕対象海岸の位置

## 添付図

第3編において、定めた整備及び維持修繕の対象海岸について、海岸保全区域の範囲と既存の海岸保全施設の位置、海岸保全施設を新設又は改良する区域、種類及び新設又は改良による受益地域を添付図として示す。

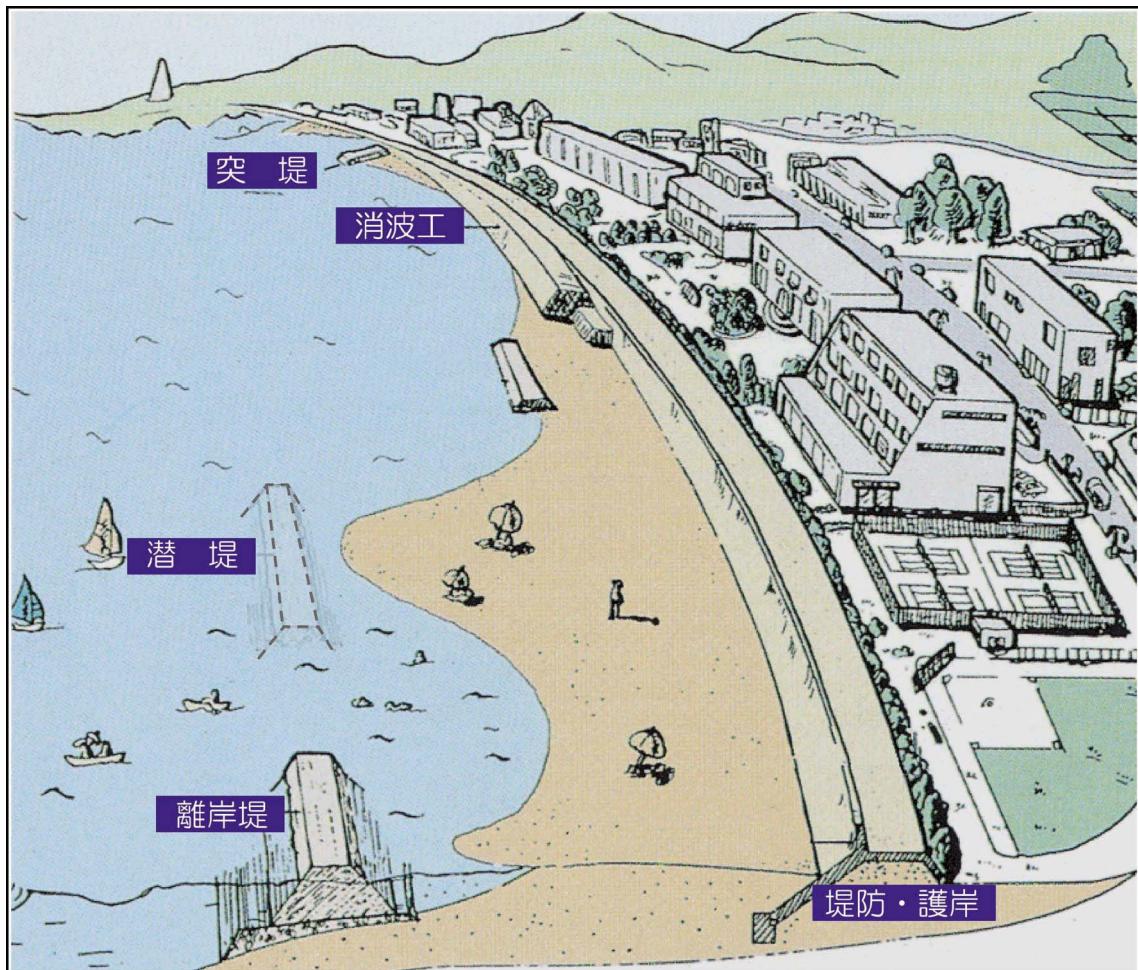
また、海岸保全施設のイメージ図を付図-1に示す。

付表-1 添付図 凡例

凡 例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防(緩傾斜堤防を含む)
	護岸(緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤(ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	消波堤(消波工を含む)
	潜堤・人工リーフ
	高潮・津波防波堤
	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
	水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域(想定浸水区域・想定侵食区域)

※施設については、新設又は改良の対象施設(上表の堤防から水門まで)を示した。

付図-1 海岸保全施設のイメージ図



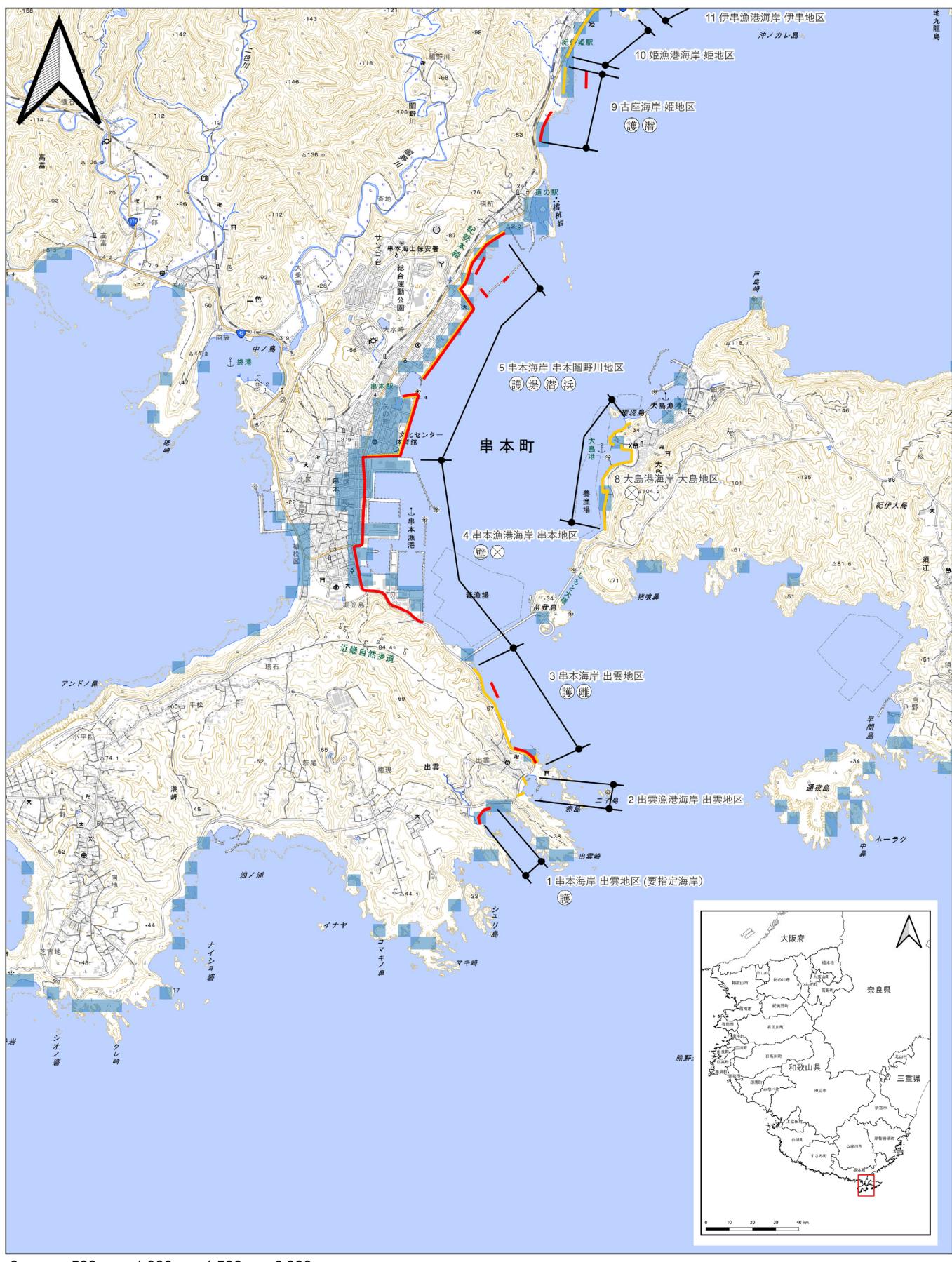
**堤防・護岸**：海岸線が削れるのを防いだり、高潮や高波、津波などの浸入を防いだりする構造物です。

**消波工**：波の勢いを衰えさせて飛沫を減らしたり、堤防・護岸を保護したりする目的で設置されたコンクリートブロックでできた構造物です。波打ち際や堤防・護岸のすぐ前面にあります。

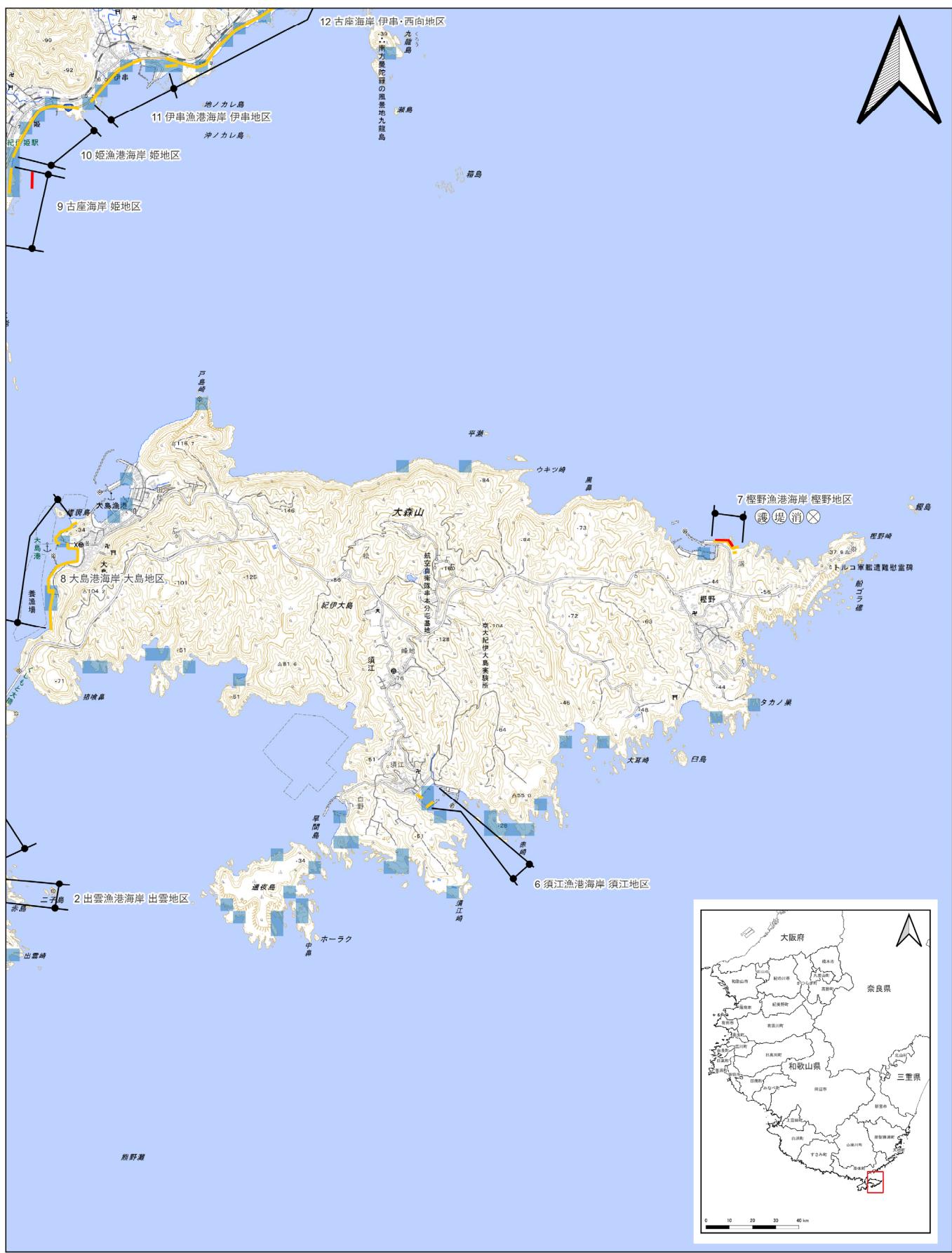
**離岸堤**：波の勢いを衰えさせたり侵食を防いだりするために、岸から離れた海の中に設置される構造物です。コンクリートブロックや自然石でできています。

**潜堤**：基本的な形状・効果は離岸堤と同じですが、堤体本体が水面下に隠れており、景観に配慮した施設です。コンクリートブロックや自然石でできています。

**突堤**：海岸から海に向かって垂直に突き出た構造物で、波の流れをさまたげて海岸線が削られるのを防ぐために設けられます。



この地図は、国土地理院タイル(電子地形図 淡色地図)に地区海岸等の情報を追記して作成したものである。



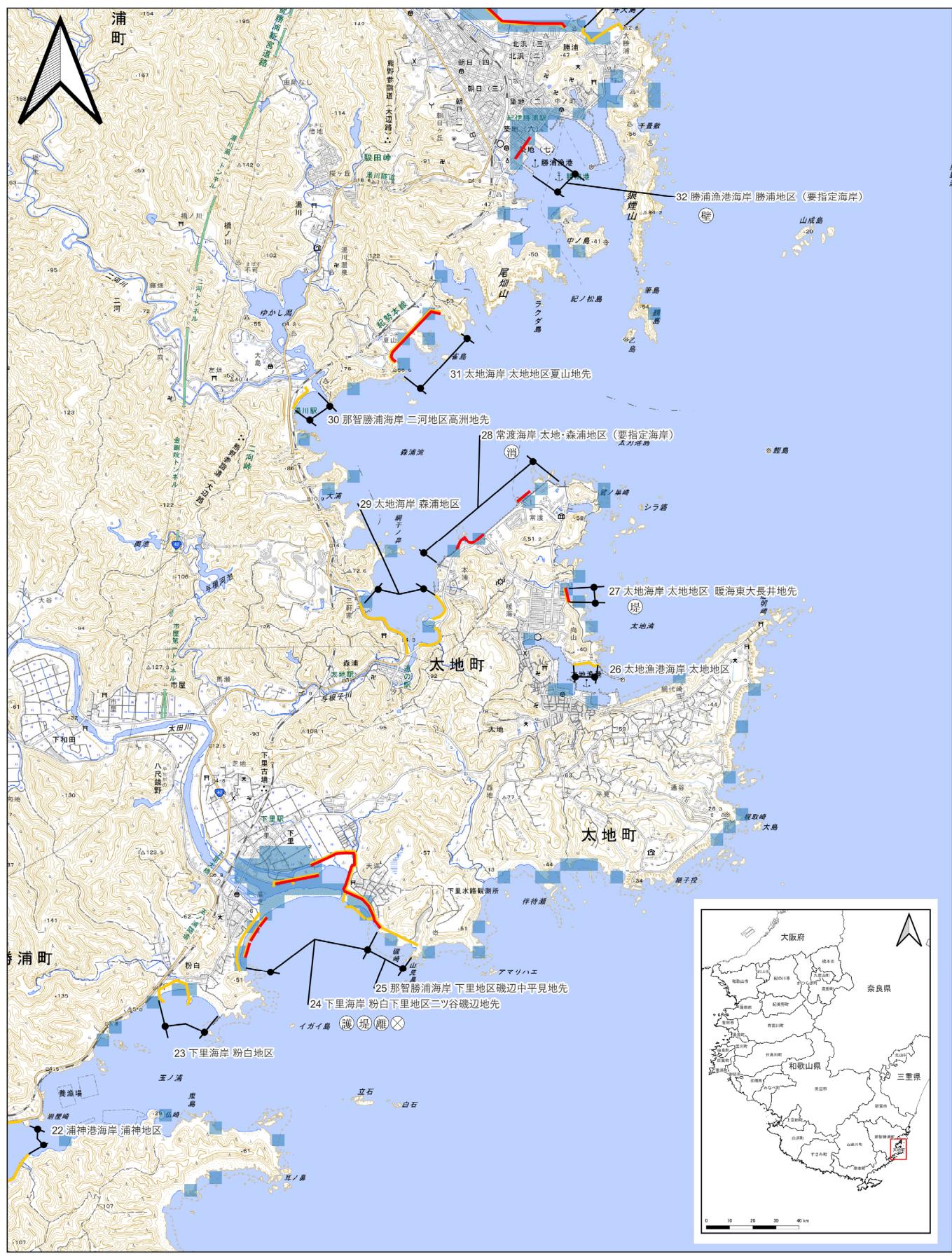
この地図は、国土地理院タイル(電子地形図 淡色地図)に地区海岸等の情報を追記して作成したものである。

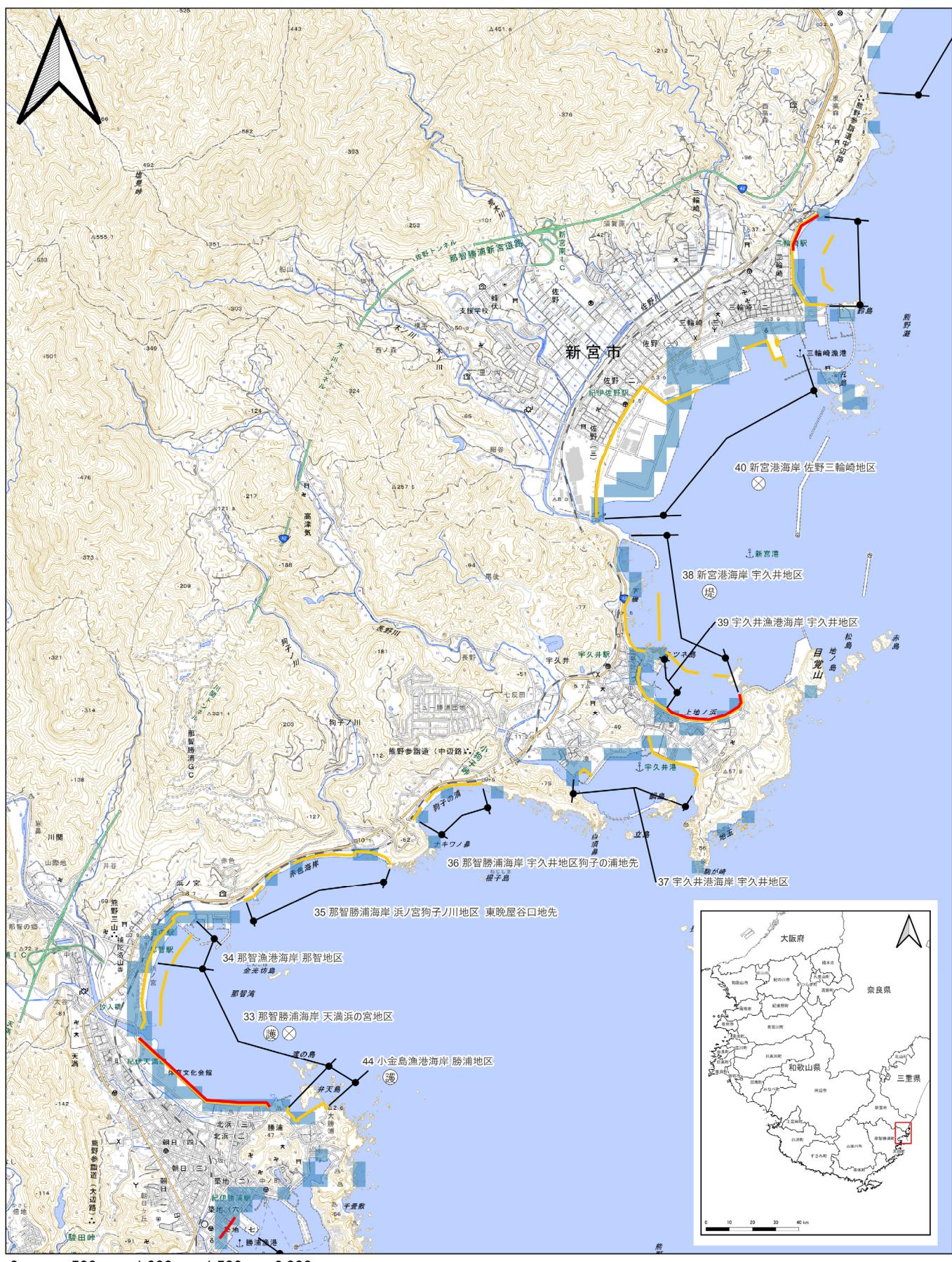


この地図は、国土地理院タイル(電子地形図 淡色地図)に地区海岸等の情報を追記して作成したものである。



この地図は、国土地理院タイル(電子地形図 淡色地図)に地区海岸等の情報を追記して作成したものである。





この地図は、国土地理院タイル(電子地形図 淡色地図)に地区海岸等の情報を追記して作成したものである。

